

令和6年度 荒尾市ゼロカーボン機器導入促進補助金取扱要領

【ZEH+】

(1) 【主旨・内容】

令和6年度は、荒尾市ゼロカーボン機器導入促進補助金交付要綱に基づき、ZEH+の建築に対する補助を下記のとおり実施する。

(2) 【対象となる者】

個人（荒尾市内在住又は転入予定の者）又は法人

(3) 【対象となる住宅】

荒尾市内に建築される住宅。

(4) 【対象の条件】

1. 太陽光発電システム設置補助金の申請を行い、補助対象であること。
2. 設置について建築基準法等、関係法令を遵守していること。
3. 当該ZEHに対し、国・県・市が行う他の補助金の交付を重複して受けていないこと。
4. BELS認証を受けたZEHであり、認証どおり施工されたもの（1軒のZEHに対し1回限り補助）
5. ZEH・ZEH+の基準を満たすこと

（Ⅰ）ZEHの場合は、

- ① ZEHロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。
 - (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準（UA値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 荒尾市 区分6：0.60以下）
 - (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。
 - (d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- ② 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

（Ⅱ）ZEH+の場合は更に

- ① ZEHの交付要件を満たしていること。
- ② 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
- ③ 次の(a)(b)(c)のうち2つ以上を選択し導入すること [ZEH+の選択要件]。

- (a) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準（UA 値）以上であること。（建築物省エネ法の地域区分 【荒尾市】 区分 6：0.50 以下）
- (b) HEMS により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。
- (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車 若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくは プラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。

(5) 【事前申請受付期間】

令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで
（※予算が無くなり次第受付終了）

※工事契約書の契約日が令和 6 年 4 月 1 日以降であること。

(6) 【提出書類】

【様式】

- ① 【様式第 1 号】 荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（ZEH+）
- ② ZEH+提出書類確認表（事前申請時）
- ③ ZEH+仕様確認表
- ④ 補助金申請等にかかる権限の委任状（※手続きを代理する場合必要）

【添付書類】

- ① 建売証明書（建売物件を購入する場合に必要）
- ② 工事計画書（各施工業社の様式による）
- ③ 見積り（積算の詳細がわかるもの）
- ④ 契約書の写し（締結済みの場合）※未締結なら不要
- ⑤ 図面、配置図
- ⑥ BELS 評価書の写し

(7) 【実績報告提出締め切り】

令和 7 年 2 月 14 日（金） 厳守

(8) 【実績報告提出書類】

【様式】

- ① 【様式第 13 号】 荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金実績報告書
- ② ZEH+に関する領収内訳書
※分割払い等で領収書が発行できない場合は、「代金支払いに関する合意書兼内訳書」と「分割払い等の契約書の写し」

- ③ ZEH+提出書類確認表（実績報告時）

【添付書類】

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ 施工証明書
- ④ 住宅のカラー写真（※白黒不可）

(9) 【確定通知後】

【様式】

- ① 補助金交付請求書

【※申請者以外の口座に振り込む場合】

- ② 補助金受領にかかる委任状

(10) 【補助金額】

・ ZEH+ 100万円/戸

(11) 【申請書の提出先】

荒尾市役所 環境保全課 ゼロカーボン推進室

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付 電話 0968-57-7857

※郵送での申請も受け付けますが、窓口持参を優先します。

※到着確認を希望する場合は、簡易書留等をご利用ください。

(12) 【交付要綱】

◎荒尾市ゼロカーボン機器導入促進補助金交付要綱

◎環境省

1.二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱

（令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2203301 号制定、令和 6 年 3 月 1 日 環地域事発第 2403011 号 改正）

2.地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（重点対策加速化事業）

（令和 4 年 3 月 30 日 環政計発第 2203303 号制定、令和 6 年 3 月 1 日 環地域事発第 2403011 号 改正）

別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）